

佐世保市プレジャーボート対策要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、漁港法（昭和25年法律第137号） 港湾法（昭和25年法律第218号） 海岸法（昭和31年法律第101号） 河川法（昭和39年法律第167号）等の公共水域等に関する関係法令及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）並びに自然公園法（昭和32年法律第161号）等国立公園内に関する関係法令及び佐世保市港湾施設管理使用条例（昭和27年佐世保市条例第54号） 佐世保市漁港管理条例（平成7年佐世保市条例第11号）等の関係条例の趣旨に則り、佐世保市内におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もって公共水域等の利用の適正化と地域における良好な生活環境、自然環境や観光地としての景観保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 佐世保市長（以下「市長」という）は、関係機関との緊密な連携と協力をし、他の水域利用者や関係住民の協力のもとに、次に掲げる方針に基づいてこの要綱に定めるプレジャーボート対策を推進するものとする。

- (1) 公共水域等の公正で秩序ある適正な利用を図ること。
- (2) 公共施設の本来の目的、機能及び効用の増進並びに調和のとれた施設利用を図ること。
- (3) 自然環境の保全及び施設の損傷、海難事故、公害、災害等の防止等に配慮し良好な生活環境及び自然環境と観光地としての景観の保持及び保全に努めること。
- (4) 米海軍への提供水域や国立公園の指定区域等の特殊な水域の存在に対する周知を図ること。
- (5) プレジャーボートを活用した健全な海洋スポーツの振興や観光振興等の施策推進に努めること。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。
 - イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
 - ロ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和62年法律第99号）第2条第2項にいう船舶で同法第3条による届出がなされた遊漁船業船

- ハ 定期航路船、貨物船、遊覧船等の業務用船舶
 - ニ 起重機船、作業船等の特殊船
 - ホ 国又は地方公共団体の所有する船舶
 - ヘ その他市長が別に定めるもの
- (2) 係留保管 プレジャーボートを公共の水域又は陸域の同一場所につなぎ留め又は定置すること。
- (3) プレジャーボート所有者等 プレジャーボート所有者又はプレジャーボートを使用する権利を有する者
- (4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備された次に掲げる施設をいう。
- イ 国又は地方公共団体が整備した施設
 - ロ 国又は地方公共団体以外の者が、法令又は条例もしくは規則（以下「法令等」という。）に定める手続きを経て設置した施設
- (5) 公共水域等 次に掲げる区域内にある市長が管理する水域、陸域及び施設をいう。
- イ 漁港法第5条第1項に規定する漁港区域
 - ロ 港湾法第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域
 - ハ 河川法第6条第1項に規定する河川区域
 - ニ 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域
- (6) 保管者 プレジャーボート所有者等から係留保管を委託された者
- (7) 廃船 プレジャーボートのうち、老朽もしくは破損のため船舶として使用できなくなったもの又は所有者が不要としたもの。

(市長の責務)

第4条 市長は、第2条の基本方針に則り、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 公共水域等の公正で秩序ある利用を図るために、法令等の適切な運用を図るとともに、関係機関との調整に努めること。
- (2) 係留保管施設の計画的な整備に努めること。
- (3) 係留保管施設の整備状況をふまえて、既存公共施設の本来の機能に支障のない範囲で、当該施設へのプレジャーボートの暫定的な受入れに努めること。
- (4) 米海軍への提供水域や国立公園内における行為の規則等に関する内容をプレジャーボート所有者に対して周知し、違法行為の防止に努めること。
- (5) 公共水域等におけるプレジャーボートの適正な利用に関して、広報、啓発及び指導に努めること。
- (6) 前各号の施策を講じるにあたり、関係機関に対しその実施する施策の推進につ

いて協力を求めること。

(プレジャーボート所有者等の責務)

第5条 プレジャーボート所有者等は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 自らの責任による適正な係留保管施設又は係留保管を行う場所を確保すること。
- (2) 十分な船体管理を行い、プレジャーボートを適正に係留保管すること。
- (3) 公共水域等に関する法令等を遵守し、他の船舶の航行及び水域利用者に配慮して、プレジャーボートの適正な利用に努めること。
- (4) ごみ、油等の投棄の禁止など公共水域等の環境保全に努めること。
- (5) プレジャーボートを廃船としたときはこれを適正に処理するよう努めること。

(製造・販売業者等の責務)

第6条 プレジャーボートの製造、輸入又は販売を業とする者は、市長の協力要請に応じ、次の各号に定める事項に関して広報、啓発及び指導等の施策に協力するものとする。

- (1) プレジャーボートの適正な係留保管の推進
 - (2) 船舶の航行並びに水域利用のルール及びマナーの遵守
- 2 保管者は、市長の協力要請に応じ、保管を委託したプレジャーボート所有者等への安全航行等の指導を行うものとする。

第二章 施設使用許可

(プレジャーボートの施設使用許可申請)

第7条 プレジャーボート所有者等は、公共水域等に係留保管しようとするとき又は市長が管理する施設を利用しようとするときは、使用しようとするプレジャーボートごとに、市長に対して次の各号に掲げる事項を記載した港湾施設(小型船舶けい留)使用許可申請書を提出しなければならない。

- (1) プレジャーボート所有者等の氏名又は名称及び住所(法人にあっては名称及び所在地並びに代表者の氏名)
 - (2) 船名
 - (3) 船舶の種類
 - (4) 船舶の諸元(総トン数、長さ、幅、深さ)
 - (5) 船舶番号、船舶検査済票の番号
 - (6) けい留場所
 - (7) 使用期間
 - (8) その他必要書類
- 2 プレジャーボート所有者等は、前項の規定により提出した申請事項に変更が生じ

た場合は、市長に対して新たに、前項に規定した港湾施設（小型船けい留）使用許可申請書を提出しなければならない。

（施設使用許可票の交付）

第8条 市長は、前条の申請に基づく許可を行う（申請が虚偽の場合を除く。）とともに、プレジャーボート所有者等に施設使用許可票を交付するものとする。

（施設使用許可票の備え付け等）

第9条 プレジャーボート所有者等は、前条の規定により交付を受けた施設使用許可票を当該プレジャーボートの船体に船外から確認しやすい箇所に貼付しておかなければならない。

（許可の取り消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、施設使用許可を取り消すものとする。

- （1）本人から許可の廃止届出があったとき。
- （2）許可後、申請が虚偽であることが判明したとき。

（施設使用許可票の返納）

第11条 前条の規定により許可を取消した場合には、プレジャーボート所有者は、遅滞なく市長に施設使用許可票を返納しなければならない。

第三章 放置等禁止区域等

（放置等禁止区域等の指定）

第12条 市長は、別に定めるところにより、公共水域等においてみだりにプレジャーボートを捨て、または放置することを禁止する区域及び河川法が適用又は準用される河川区域において強制的な撤去措置を重点的に執る必要があると認められる区域（以下「放置等禁止区域等」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により、放置等禁止区域等の指定をしようとするときは、あらかじめ関係機関と協議するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、放置等禁止区域等を変更し、又はその指定を解除することができる。

（暫定係留区域の設定等）

第13条 市長は、公共水域等における恒久的な係留保管施設の整備状況をふまえて、別に定めるところにより、施設の本来の機能に支障のない範囲でプレジャーボートを

暫定的に係留させるための区域（以下「暫定係留区域」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により暫定係留区域を設定しようとするときは、あらかじめ関係機関の意見を聴くものとする。
- 3 暫定係留区域に係留保管しようとする者は、公共水域等の管理法令等に基づく許可を受けなければならない。

（監督処分等）

第14条 市長は、第12条第1項に定める放置等禁止区域等に違法に係留保管されているプレジャーボートについて、指導、勧告又は法令等に基づく撤去、売却並びに廃棄等の処分を行うことができる。

第四章 係留・保管計画

（プレジャーボート係留保管計画）

第15条 市長は、プレジャーボートの適正な係留保管を推進するため、必要に応じて、公共水域等におけるプレジャーボートの係留保管計画書を策定するものとする。

- 2 前項の計画書を策定するに際しては、あらかじめ関係機関との協議をするものとする。

第五章 啓発、広報の推進等

第16条 市長は、プレジャーボート所有者に対し、公共水域等及び第4条第4項に規定する特殊な水域、プレジャーボートの利用に係る法令等並びにプレジャーボート所有者等の責務及びマナーについて啓発するための広報活動を推進するよう努めるものとする。

（プレジャーボート所有者等に対する情報提供）

第17条 市長は、プレジャーボート所有者に対し、係留保管施設の情報を提供するものとする。

（関係機関等に対する情報の提供）

第18条 市長は、第1条に定める目的を達成するために必要と認めるときは、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、施設使用許可について申請された内容のうち必要な事項について関係機関にその情報を提供することができる。

- 2 市長は、施設使用を許可したプレジャーボートに関して密接な利害を有すると認められる者からの申し出があった場合で、公益上必要な事情があると認められるときには、その者に対し情報を提供することができる。

- 3 前 2 項の規定に基づき得た情報は、これを本来の目的以外に不正に利用してはならない。

第五章 雑則

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。ただし、第12条及び第14条の規定は港湾区域及び港湾隣接地域においては平成15年4月1日から適用する。